

## 全国介護福祉政治連盟会則細則

### (目的)

第1条 この細則は全国介護福祉政治連盟会則第26条に基づき会則の施行に関する事項を定める。

### (支部)

第2条 地区会の代表は正会員でなければならない。

- 2 地区会は、代表の新任、再任、退任等があった場合は、速やかに本会に届出ることとする。
- 3 政治団体として各都道府県・指定都市選挙管理委員会に届出している地区会が本会に対し組織活動交付金等を申請した場合、当該地区会に所属する正会員、準会員、賛助会員の納付した会費収入(4月末時点)の4分の1に相当する金額を交付又は寄附することができる。
- 4 前項の組織活動交付金等を受けた地区会はその受領額を収支報告書に記載しなければならない。

### (入会)

- 第3条 本会の正会員・準会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより原則として地区会をとおして、入会の申込みをしなければならない。
- 2 本会の賛助会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより原則として地区会をとおして、入会の申込みをしなければならない。
  - 3 各会員が入会した場合、本会は会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。
  - 4 過去において除名の処分を受けた者は、総会の3分の2以上の議決がなければ再び会員になることはできない。

### (退会)

- 第4条 会員で、退会しようとする者は、本会の指定する手続きにより任意に退会することができる。
- 2 各会員が退会した場合、本会は会員名簿の登録を抹消しなければならない。
  - 3 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であつてかつ、催促に応じないとき。

### (除名)

- 第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。
- (1) 本会の会則及び規則又は総会の議決に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他正当な事由があるとき。

### (届出内容の変更)

第6条 会員が氏名、住所又は勤務地等を変更した時は、本会に届け出なければならない。

い。

(会費の額)

第7条 会員が納入する会費は以下のとおりとする。

- (1) 正会員 年間 10,000 円 (一口以上)
- (2) 準会員 年間 1,000 円 (一口以上)
- (3) 賛助会員 年間 10,000 円 (一口以上)

(会費の納付)

第8条 会費は、12月末までに納入するものとする。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

(会費の不返還)

第9条 一旦納入した会費は、理由を問わず返還しない。

(総会の開催)

第10条 総会を招集する者は、総会の日1週間前までに、地区代表及び役員に書面又は電磁的記録で通知を発しなければならない。

- 2 地区代表及び役員全員の同意があるときは、招集の手続を省略して総会を開催することができる。
- 3 総会は、年2回以上開催する。

(総会の運営)

第11条 総会に議長及び副議長を置き、出席した構成員の中から互選する。

- 2 会長又は総会が必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(総会の書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第12条 総会に出席できない地区会代表は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

- 2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した地区会代表の議決権の数に参入する。

(総会の委任議決権の行使)

第13条 総会に出席できない地区会代表は、あらかじめ通知された事項について、委任して決議することができる。

- 2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した地区会代表の議決権の数に参入する。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

(役員会の開催)

第 15 条 会長は、役員会の日 の 1 週間前までに、役員に書面又は電磁的記録で通知を発しなければならぬ。

- 2 役員全員の同意があるときは、招集の手続を省略して役員会を開催することができる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が役員会を招集する。
- 4 役員会は、年 2 回以上開催する。

(役員会の運営)

第 16 条 役員会の議長には、会長があたる。

- 2 ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれにあたる。
- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数によって決め、可否同数のときは、議長が定める。
- 4 会長又は役員会が必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(役員会の議事録)

第 17 条 役員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には当該役員会に出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

(報酬等)

第 18 条 役員、顧問、相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(事務局)

第 19 条 事務局の職員は本会の雇用した職員又は正会員の所属する出向職員とする。

- 2 出向職員の給与は出向元の負担とする。
- 3 事務局に備えておくべき書類及び帳簿は次のとおりとする。
  - (1) 会則等 (会則・会則細則・各種規程)
  - (2) 名簿 (会員・地区代表者・役員・顧問・相談役・アドバイザー)
  - (3) 事業計画書・事業報告書
  - (4) 収支予算書・収支計算書
  - (5) 許可等に関する書類
  - (6) 議事に関する書類 (総会・役員会)
  - (7) その他必要な書類及び帳簿
- 4 前項の 1 号、3 号、4 号の書類等については、会員の閲覧に供しなければならないとともに、インターネットにより情報公開を行うものとする。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の承認を経て、別に定める。
- 6 事務局職員の任免は会長が行う。

(会計責任者)

第 20 条 政治資金規正法会計責任者は、会長が正会員の中から委嘱する。

(旅費等)

第 21 条 本会の役職員等の旅費及び交通費に関する規程は、総会の承認を経て、別に定

める。

(改廃)

第 22 条 この細則は総会にて改廃する。

附則 この細則は令和 5 年 9 月 20 日より施行する。

改正：令和 6 年 3 月 19 日より施行する。